

〇きくち暮らしお試し住宅条例

平成29年9月29日

条例第18号

改正 平成30年12月28日条例第37号

(設置目的)

第1条 この条例は、きくち暮らしお試し住宅(以下「お試し住宅」という。)を設置することにより、市外から本市への移住を検討している者(以下「移住検討者」という。)が本市内に一時的に居住し、本市の気候、風土及び本市での生活を体感することで、本市への移住定住を促進することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 お試し住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
きくち暮らしお試し住宅	菊池市袈裟尾982番地1

(管理)

第3条 市長は、お試し住宅を常に良好な状態において管理しなければならない。

2 市長は、移住検討者のうちで本市への移住が見込まれる者が、市内に転入するための住居を探すため、又は就業するための準備を行う際の一時的な仮住居として、お試し住宅を使用させることができる。

(使用の許可)

第4条 お試し住宅を使用しようとする移住検討者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 お試し住宅を使用することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市外に住所を有し、この条例の目的に適合する事由による転入予定者である者
- (2) 本市の空き家バンク利用登録者に登録されている者
- (3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届けを出していないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者、その他婚姻の予約者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は構成員で無い者

(使用期間)

第5条 お試し住宅の使用期間は5日以上30日以内とする。

2 お試し住宅は、その使用期間を延長することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、延長を含めた日数が60日を越えない範囲で、1回に限り使用期間の延長を認めるものとする。

(使用料)

第6条 お試し住宅の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用者の遵守義務)

第7条 第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者は、お試し住宅を善良な状態に保つよう注意を持って使用しなければならない。

(2) 使用者は、周辺住民と友好的に日常生活を送らなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(制限される行為)

第8条 使用者は、お試し住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 法律により禁止されている行為

(2) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくないと市長が認める行為

(許可の取り消し)

第9条 市長は、使用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第4条の許可を取り消すことができる。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、故意又は過失によりお試し住宅及びその設備を破損し、汚損し又は滅失したときは、市長が相当と認める額の損害を賠償しなければならない。ただし、市長はやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(事故責任)

第11条 市長は、お試し住宅が市の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合

を除き、お試し住宅内及びお試し住宅敷地内で発生した事故に対して、その責を負わないものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

お試し住宅使用料の額	日額1,020円に利用日数を乗じた額
------------	--------------------

備考 使用料の額は、別表に掲げる金額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。